

【商品概要説明書】

No. 17

定期積金（2022年4月1日より新規受入停止）

（2022年4月1日現在）

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・この積金には、払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 ・定型方式…6ヵ月、1年、2年、3年、5年
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・当行の本支店窓口において契約期間内で掛金を分割受入 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・当行の本支店窓口で、満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・当初契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（固定金利） ・利率は、3年以上、3年未満で期間に応じた利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・個人は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人は、総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	・普通預金、当座預金からの自動振替による受入ができます。
9. 預金保険の適用	・適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	——
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
12. 想定されるリスク	——

<p>13. その他参考となる なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・ 払込金が毎月の払込日以前に払込まれたときは、当行所定の日数以上のものにつきましては、その日数に応じて証書面記載の年利回りで計算のうえ先掛割引料として支払います。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
<p>14. 定期積金に関わる ご相談・苦情窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期積金に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談室 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）